

第 2 期「綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(素案)の概要(第 1 期計画からの変更箇所)

第 2 期「綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の基本的な考え方を踏まえ、第 1 期計画を改定するイメージで策定作業を行っています。

なお、今後、綾町においてはパブリックコメントを予定しており、「①令和元年 12 月に策定予定の国の総合戦略」、「②パブリックコメント意見」、「③令和 2 年度当初予算にかかる事業内容」、「④現在、別途策定作業を進めている個別計画の内容」の 4 点を踏まえた見直しを行い、最終案を策定する。

素案の概要(第 1 期計画からの主な変更箇所)は、次のとおり。

1 綾町まちひとしごと創生総合戦略(人口ビジョン編)

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と、国配布のワークシートを用いて、第 1 期との比較を行いました。

今後の将来推計人口は 2018 年 10 月 1 日現在の現住人口を起点とし、各年齢階級ごとに出生死亡数の自然増減や転入転出の社会増減、出生率、社会移動等を仮定し推計したもので、2060 年には 5,439 人になるものと予想されます。第 1 期と比較し、186 人の増を見込んでいます。

2 綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略(本編)

(1) 総合戦略における基本的な考え方

今回(第 2 期素案)	現行(第 1 期(平成 31 年(2019)年 3 月改定))
<p>【資料 3—3 の 1 ページ】</p> <p>1.総合戦略の趣旨</p> <p>本町では、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年 3 月に「綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少を克服し、将来に亘って活力ある地域社会実現のため、計画的かつ戦略的に施策を推進してきました。</p> <p>第 2 期総合戦略においても、切れ目ない取組を進めるため、4 つの基本目標と 7 つの重点項目を基本的に維持しつつ、国の動向に合わせ、これまでの取り組みの成果や課題を評価・検証し、必要な見直しを行うものとし、また、「まち・ひと・しごと」の好循環、5 つの政策原則の考え方は第 2 期においても重要なものとして引き続き踏襲していきます。</p>	<p>1. 総合戦略の目的・背景</p> <p>本町の国勢調査による総人口の推移をみると、平成 12 (2000) 年の調査をピークに減少しており、特に平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけては 254 人と比較的大きな減少がありました。平成 22 (2010) 年の調査では昭和 55 (1980) 年の総人口を下回っています。</p> <p>しかし、住民基本台帳による総人口の推移をみると、平成 23 (2011) 年以降の町の総人口は微増の傾向にあり、平成 23 (2011) 年から平成 26 (2014) 年の 3 年間で 79 人 (1.0%) 増加しています。</p> <p>綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略という。)は、平成 26 年 12 月 27 日付け閣副第 979 号内閣審議官通知により、本町における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。</p> <p>総合戦略策定の目的は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策 5 原則等を基に、本町における人口減少と地域経済縮小のリスクを回避して、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指していこうとするものです。</p>

(2) 計画の体系と期間

今回（第2期素案）	現行（第1期（平成31年（2019）年3月改定））
【資料3-3 の3ページ】 計画期間は令和2年度から令和6年度までとし	計画期間は平成27年度から平成31年度までとし

(3) 広域連携と計画のフォローアップ

今回（第2期素案）	現行（第1期（平成31年（2019）年3月改定））
【資料3-3 の3ページ】 また、取組推進にあたっては、 <u>地方創生推進交付金や人的支援制度を含め、国の支援制度を積極的に活用することとします。</u>	また、取組推進にあたっては、 <u>地方創生先行型交付金等の国の財政的支援制度や「地方創生コンシェルジュ」制度などの人的支援制度を含め、国の支援制度を積極的に活用することとします。</u>

(4) 綾町の人口ビジョンの達成に向けて

今回（第2期素案）	現行（第1期（平成31年（2019）年3月改定））
第2期綾町まち・ひと・しごと総合戦略（人口ビジョン編）のダイジェスト版であることから削除。	第2章 綾町人口ビジョンの達成に向けて

(5) 基本目標の設定

今回（第2期素案）	現行（第1期（平成31年（2019）年3月改定））
【資料3-3 の5ページ】 人口減少は、地域経済や地域社会に影響を与える問題です。 <u>第1期総合戦略では国の長期ビジョンや宮崎県人口ビジョンを踏まえ、まちの特性を生かして様々な角度から人口減少問題に取り組んできました。</u> 施策の取り組みとして、若い世代を中心とした各年齢層の転出者を少なくするとともに、移住・定住者を確保していく社会動態の改善と、出生率の向上による自然動態の改善を目指すことによる「人口減少抑制戦略」や、超高齢社会・人口減少社会を想定した、社会保障制度や福祉・教育等の <u>充実を図り、近隣市町と連</u>	人口減少は、地域経済や地域社会に影響を与える問題です。 <u>それを克服するためには、国の長期ビジョンや宮崎県人口ビジョンを踏まえ、まちの特性を生かして様々な角度から取り組んでいくことで、これからの人口問題に対応していく必要があります。</u> <u>一つは、若い世代を中心とした各年齢層の転出者を少なくするとともに、移住・定住者を確保していく社会動態の改善と、出生率の向上による自然動態の改善を目指すことによる、「人口減少抑制戦略」が考えられます。</u>

携したコンパクトで使いやすく、効率的かつ効果的な社会基盤の構築を目指す、「人口減少社会適応戦略」を推進しています。

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、これまでの戦略を継続するとともに、4つの基本目標の実現に向けて、新たに次の3つの視点に重点を置いた考え方や施策を推進します。

(1) 「関係人口」の創出・拡大

地域や地域住民との多様な関わりを持つ「関係人口」を地域づくりに貢献する存在として認識し、必ずしも「移住」という形でなくとも、本町に関心を持ち貢献しようとする想いを積極的に受け止め、深い関わりを継続的に築く仕組みづくりの推進を強化します。

また、地域との関わりを求める都市住民と地域のニーズのマッチングや、地域と人材をつなぐコーディネーターの設置など、移住・交流を推進するための環境づくりを検討します。

(2) 「Society5.0」の実現に向けた技術の活用

情報通信技術をはじめとする未来技術は、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、産業や生活の質を大きく変化させ地域を豊かにするものとして期待されています。

本町においても、未来技術を活用した社会(Society5.0)をイメージしつつ、直面する課題解決に取り組むために、公共・社会基盤、交通、生活、医療・教育分野等の各分野において連携体制強化に努めます。

(3) 「SDGs (持続可能な開発目標)」との一体的な推進

本町の総合長期計画に定める基本理念「自然と共に生き、人と共に生きるまち、綾」の考え方と各施策の方向性は、そのスケールは違うものの、SDGsの理念と重なっており、総合長期計画を推進することがSDGsの目標達成に資するものであります。

もう一つは、超高齢社会・人口減少社会を想定し、社会保障制度や福祉・教育等を充実させ、近隣市町と連携したコンパクトで使いやすく、効率的かつ効果的な社会基盤の構築を目指す、「人口減少社会適応戦略」が考えられます。

この二つを並列で推進していくことで、人口減少を少しずつでも緩和し、将来的に安定的な人口規模を確保するとともに、各地域の活性化を実現していくことが大切です。

<p>また、近隣市町との連携も含め、経済・社会及び環境の広範な課題に統合的に取り組むことで相乗効果を創出することが期待されることから、多様なステークホルダーの連携による「<u>自立的好循環</u>」、「<u>持続可能なまちづくり</u>」の推進に努めます。</p> <p>こうした観点を踏まえ、綾町の基本目標として、次の4点を掲げます。</p> <p>基本目標 I 良好な生活機能を確保する</p> <p>②2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」</p> <p>2-1 食育・食生活の充実</p> <p><u>2-2</u> 地域医療サービスの確保</p> <p><u>2-3</u> 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>2-4 高齢者の生きがいの場の創出</p> <p><u>2-5</u> 障がい者の自立と社会参加の促進</p>	<p>こうした観点から、綾町の今後の取組における基本目標として、次の4点を掲げます。</p> <p>基本目標 I 良好な生活機能を確保する</p> <p>②2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」</p> <p>2-1 食育・食生活の充実</p> <p><u>2-2</u> 高次医療サービスの提供</p> <p><u>2-3</u> 地域医療サービスの確保</p> <p><u>2-4</u> 地域包括ケアシステムの構築</p> <p><u>2-5</u> 高齢者の生きがいの場の創出</p> <p><u>2-6</u> 障がい者の自立と社会参加の促進</p>
--	---

(6) 主要施策の概要

今回（第2期素案）	現行（第1期（平成31年（2019）年3月改定））
<p>基本目標Ⅰ 良好な生活機能を確保する</p> <p>1. 子育て支援の充実</p> <p>【資料3-3 9ページ】</p> <p>1-2 乳幼児の健康の保持と増進 ○子どもの医療費助成の継続により、児童の健康維持を図る。</p> <p>2. 医療・福祉の充実</p> <p>【資料3-3 12ページ】 削除</p> <p>2-2 地域医療サービスの確保</p> <p>2-3 地域包括ケアシステムの構築 ○関係機関・団体と連携した研修会などの取組みにより、介護にかかる人財育成と定着化を推進する。 ○高齢者の運動習慣化を目指して、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康の維持・増進を図る。 ○キャラバンメイト活動および認知症サポーター養成講座を充実させ、正しい知識の普及とともに適切に対応できる環境整備を図るとともに、認知症疾患の早期発見・治療につながる取組みを推進する。 ○複合的な相談機能の向上に取り組み、安心して在宅生活がおくれるよう、多職種連携の強化を図る。</p> <p>【資料3-3 13ページ】</p> <p>2-4 高齢者の生きがいの創出 ○高齢者の運動習慣化を目指して、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康の維持・増進を図る。</p> <p>2-5 障がい者の自立と社会参加の促進</p>	<p>基本目標Ⅰ 良好な生活機能を確保する</p> <p>1. 子育て支援の充実</p> <p>1-2 乳幼児の健康の保持と増進 ○子どもの医療費の継続により、児童の健康維持を図る。</p> <p>2. 医療・福祉の充実</p> <p>2-2 高次医療サービスの提供</p> <p>2-3 地域医療サービスの確保</p> <p>2-4 地域包括ケアシステムの構築 ○関係団体などと連携し、介護にかかる人財の育成や質の向上などを図るとともに、人財の定着に向けた取組を検討する。 ○認知症サポーター養成講座の充実とともに、認知症疾患の早期発見・早期治療の体制整備を推進する。 ○高齢者の運動の習慣化を目指して、自治公民館活動や社会体育と連携し、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康増進を図る。 ○住み慣れた地域や家庭で引き続き生活できるよう、介護サービスの充実を図るとともに、認知症に関する正しい知識の普及を図り、周囲の人が適切に対応できる環境を整え、公民館活動などへの積極的参加を促進する。 ○地域における医療や福祉の相談等の支援体制を確保するため、関係機関や公共施設等の連携を強化するとともに、複合的な相談機能等の向上を図る。</p> <p>2-5 高齢者の生きがいの創出 ○生涯学習など、可能性やスキルに応じた世代間交流の機会創出により、高齢者の社会参加を促進する。</p> <p>2-6 障がい者の自立と社会参加の促進</p>

<p>3. 居住環境の充実</p> <p>【資料 3—3 15 ページ】</p> <p>3-1 既存ストックの有効活用</p> <p>○自治公民館や関係団体等と連携し、<u>空き家再生事業の情報発信と住環境整備を行う。</u></p> <p>【資料 3—3 15 ページ】</p> <p>3-4 環境保全の推進</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>削除</p> <p>基本目標Ⅱ 良好な就業環境を確保する</p> <p>2. 雇用の場の創出</p> <p>【資料 3—3 21 ページ】</p> <p>5-6 雇用形態の多様化・労働力の確保</p> <p>○女性の社会参加を支援するセミナーや就業体験等を実施するとともに、ひとり親世帯に対して、<u>就業に向けた資格取得に係る費用の負担を軽減するなど、就業につながる環境の整備を図る。</u></p> <p>○シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業ニーズに合った業務の創出や安定的な雇用につながる派遣事業を推進するなど、<u>高齢者の多様な働き方に対応した雇用や就業機会を確保する。</u></p> <p>○関係機関と連携し、<u>テレワークや短時間勤務等の働き方の啓発を図る。</u></p> <p>基本目標Ⅲ 魅力ある価値を創出する</p> <p>1. ブランド力の向上</p> <p>【資料 3—3 24 ページ】</p> <p>6-1 綾らしさを活かした取組の推進</p> <p>○</p> <p>○ユネスコ エコパークなどへの国内外からの視察にも対応できる<u>エコパークセンターを情報の集約・発信及び観光をはじめとする様々な交流活動の拠点としての整備を図る。</u></p>	<p>3. 居住環境の充実</p> <p>3-1 既存ストックの有効活用</p> <p>○自治公民館や関係団体等と連携し、<u>空き家情報の収集と情報発信をするとともに、空き家再生事業による住環境整備を行う。</u></p> <p>3-4 環境保全の推進</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○<u>森林機能を保全するため、再造林などの事業実施者への助成を行い、循環型の山林経営を推進する。</u></p> <p>基本目標Ⅱ 良好な就業環境を確保する</p> <p>2. 雇用の場の創出</p> <p>【資料 3—3 21 ページ】</p> <p>5-6 雇用形態の多様化・労働力の確保</p> <p>○高齢者の生きがいと就業機会を確保するため、<u>シルバー人材センターの活用を推進する。</u></p> <p>○<u>テレワークが推進されるよう関係機関が実施する助成事業などの啓発を行うとともに、子育て中の女性が安心して就労できるサテライトオフィスなどの基盤整備を検討する。</u></p> <p>基本目標Ⅲ 魅力ある価値を創出する</p> <p>1. ブランド力の向上</p> <p>6-1 綾らしさを活かした取組の推進</p> <p>○</p> <p>○ユネスコ エコパークなどへの国内外からの視察にも対応できる<u>ビジターセンターの運営により情報の集約・発信及び観光をはじめとする様々な交流活動の拠点としての整備を図る。</u></p>
---	--

<p>6-3観光客受入環境の充実 ○観光パンフレットや観光案内板についても多言語に対応した整備により、国内外からの観光客の受入環境の充実を図る。</p> <p>【資料3-3 25ページ】</p> <p>6-4自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓 ○ ○ ○ ○</p> <p>○周辺自治体や関係団体と連携し、農林水産物のブランド化を推進するとともに、国内外への販路拡大を図る。</p> <p>6-5ユネスコ エコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進 ○九州沖縄森林セラピー基地NW会議等を通じて周知徹底を図り、インターネット・パンフレット等の活用も図っていく。</p> <p>6-6中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり ○宮崎須木線の無電柱化にあわせ景観に配慮した道路整備（歩道アメニティ・緑陰形成）を推進する。</p> <p>基本目標Ⅳ 地域特性に合った社会基盤を確保する</p> <p>1. 広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備</p> <p>【資料3-3 27ページ】</p> <p>7-3物流体制の整備 ○露地野菜の輪作体系の確立を図るため産地づくり対策会議を毎月1回開催し、現状報告、流通対策についてJA・普及センター・町が参集し意見交換を行い、改善策を検討する。</p>	<p>6-3観光客受入環境の充実 ○観光施設・宿泊施設・公共施設において、整備した「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」などの周知とともに、観光パンフレットや観光案内板についても多言語に対応した整備により、国内外からの観光客の受入環境の充実を図る。</p> <p>6-4自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓 ○ ○ ○ ○</p> <p>○周辺自治体や関係団体と連携し、農林水産物のブランド化を推進するとともに、関係団体などが行う海外への輸送などに要する費用の負担を軽減し、国内外への販路拡大を図る。</p> <p>6-5ユネスコ エコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進 ○観光拠点と施設間を結ぶ遊歩道の整備による森林セラピー基地・オルレ・フットパスなどを充実させるとともに、自転車の利活用により、環境にやさしく自然を感じながら心身のリフレッシュができるプログラムの充実を図る。</p> <p>6-6中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり ○無電柱化をはじめ、道路のグレードアップ化など、ユネスコ エコパークとしてふさわしい景観整備による癒しを感じる都市空間形成を図る。</p> <p>基本目標Ⅳ 地域特性に合った社会基盤を確保する</p> <p>1. 広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備</p> <p>7-3物流体制の整備 ○特産品（日向夏みかん）などの海外への輸送費用を補助し、農家の負担軽減を図る。</p>
--	--